

令和3年8月から

介護保険負担限度額認定の制度が変わります

介護保険制度の改正に伴い、令和3年8月より、対象となる方の要件及び食費にかかる自己負担限度額が次のとおり変更となります。変更後の料金などを裏面に掲載していますので、あわせてご確認ください。

変更点①利用者負担段階の変更（第3段階）について

【本人と配偶者、その他同一世帯員が市民税非課税】で、かつ【(合計所得金額—課税年金所得) + 年金収入額（非課税年金を含む）が 80 万円超の方】について、これまで「第3段階」に区分されていましたが、下記の段階に区分されます。

利用者負担段階	【新】所得の状況
第1段階	生活保護受給者・市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者
第2段階	年金収入額が 80 万円以下(市民税非課税世帯)
【新】第3段階①	年金収入額が 80 万円超 120 万円以下(市民税非課税世帯)
【新】第3段階②	年金収入額が 120 万円超(市民税非課税世帯)
第4段階	第1～第3段階に該当しない方

注意 令和3年度（有効期限が令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）の負担限度額認定については、**令和2年中**の収入及び所得をもとに判定します。

変更点②預貯金等の資産要件について

これまで、預貯金等（株・有価証券を含む）の資産要件について【単身は 1,000 万円以下、夫婦は 2,000 万円以下】とされていましたが、「第2段階」と、新しい「第3段階①」、「第3段階②」の方の基準が変更となりました。

利用者負担段階	【新】預貯金等の資産要件
第1段階	単身・・・1,000万円以下 夫婦・・・2,000万円以下
第2段階	単身・・・650万円以下 夫婦・・・1,650万円以下
【新】第3段階①	単身・・・550万円以下 夫婦・・・1,550万円以下
【新】第3段階②	単身・・・500万円以下 夫婦・・・1,500万円以下
第4段階	第1～第3段階に該当しない方

※第2号被保険者の方は、これまでと同じく単身 1,000 万円以下、夫婦 2,000 万円以下です。

変更点③居住費・食費の1日あたりの自己負担限度額について

「負担限度額認定証」に対応した施設等を利用した際の居住費及び食費について、基準費用額が定められていますが、食費の基準費用額及び自己負担限度額が変更となります。

※なお、各種要件が変更されたことにより、負担限度額認定を受けられなくなる場合がありますので、何卒御了承下さい。

居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	居住費（滞在費）				食費
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
第1段階	490円 (320円) ※1	0円	820円	490円	300円
第2段階	490円 (420円) ※1	370円	820円	490円	390円 【600円】 ※2
第3段階①	1,310円 (820円) ※1	370円	1,310円	1,310円	650円 【1,000円】 ※2
第3段階②	1,310円 (820円) ※1	370円	1,310円	1,310円	1,360円 【1,300円】 ※2
第4段階	施設と利用者との契約により決められた額 ※3				

※1 ()内の額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※2 【 】内の額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※3 基本的には施設との契約により決められますが、平均的な費用をもとに基準費用額(下記参照)が定められています。

居住費・食費の基準費用額（1日あたり）

居住費（滞在費）				食費
従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	令和3年8月から
1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	2,006円	1,668円	1,445円

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

◆市民税課税世帯における居住費・食費の特例減額措置について◆

市民税が課税されている世帯の方で、次の要件の全てに該当する方は、食費または居住費のいずれか、あるいは両方について利用者負担第3段階の負担軽減を受けることができます。該当する方は市までご相談ください。

- ①市民税課税者がいる世帯であって、その属する世帯の構成員の数が2人以上であること（別世帯の配偶者がいる場合を含む）
- ②世帯員が介護保険施設に入所し、利用者負担段階の第4段階の「居住費」または「食費」の負担を行うこと（ショートステイは本制度の対象外です。）
- ③世帯の年間収入から、施設の利用者負担（介護サービス費の自己負担＋居住費＋食費の年額合計）を除いた額が年80万円以下となること
- ④世帯の預貯金等（有価証券を含む）の額が450万円以下であること
- ⑤日常生活に供する資産（自宅の土地・家屋など）以外の活用できる資産がないこと
- ⑥介護保険料を滞納していないこと